

保護者の皆様へ

福岡県立輝翔館中等教育学校長

## 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に係る取扱いについて

令和5年5月8日付けで新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に移行されます。

つきましては、令和5年5月8日以降の本校における新型コロナウイルス感染症に係る取扱いを以下の通りとしますのでお知らせします。

## 1 新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- (1) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、**「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」**を基準とする。

	5/10(水)	5/11(木)	5/12(金)	5/13(土)	5/14(日)	5/15(月)	5/16(火)	5/17(水)
例1	発症	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	<b>5日経過</b>	出席停止 解除	
	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	<b>症状軽快</b>	1日経過		
例2	発症	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	<b>5日経過</b>	6日経過	出席停止 解除
	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	<b>症状軽快</b>	1日経過	

- (2) 「症状が軽快」とは解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。

- (3) 出席停止解除後、**発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨**する。

## 2 濃厚接触者の取扱いについて

- (1) 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行わない。

- (2) これまで濃厚接触者として特定されていた

① 同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した生徒

② 学校で新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者

であっても、**新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、出席停止の対象とはならない。**

## 3 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合は、無理をして登校することなく、自宅で休養することを推奨する。

- (2) その際、新型コロナウイルス感染症の症状とアレルギー疾患等の症状を区別することは困難であることから、医療機関を受診することなく、**軽微な症状があることだけでは出席停止の対象とはならない(欠席扱い)**。

- (3) 医療機関を受診した場合、当該受診日については、出席停止の対象となる。ただし、受診したことを証明できる書類(写し可)の提出が必要となる。

## 4 以下の場合には学校に相談すること

- (1) 同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、生徒を休ませる他に感染防止の手段がない場合

- (2) 生徒本人が医療的ケアを必要とする場合又は生徒本人に基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い場合